

防災拠点自動車駐車場の管理代行について

国土交通省 道路局 路政課

道子（みちこ）：路政課・係長

道成（みちなり）：路政課・係員

道子 おつかれさま！明日から週末だけど何か予定はあるの？

道成 週末はドライブして道の駅に行く予定です！海鮮丼が有名なところに行こうと思っていて、新鮮な魚介を食べられるのが楽しみです！

道子 いいね、それは楽しそう！最近、道の駅って観光拠点として賑わっているところが多いよね。ところで、道の駅は観光発信の拠点となるだけじゃなくて、防災の観点でも重要な役割を果たしているのは知ってる？

道成 「防災拠点自動車駐車場」に指定されている道の駅もありますよね。防災拠点自動車駐車場に指定されると、道路管理者は広域災害応急対策拠点としての機能を緊急に確保することが必要なときに、広域の防災拠点としての利用以外の利用を禁止・制限することができますよね。

道子 よく知っているね！実際の災害の現場でも防災拠点自動車駐車場は役に立っていて、令和6年の能登半島地震では、道の駅「千枚田ポケットパーク」が防災拠点自動車駐車場として災害復旧工事を円滑に進める重要拠点になったの。

道成 防災拠点自動車駐車場については調べたことがあります！しかし、地震発生当時に能登半島地域で防災拠点自動車駐車場に指定されていたのは「千枚田ポケットパーク」のみで、全国的にみても半島部など不足している地域が存在するみたいですね。全国で1,200箇所以上ある道の駅を活用するなどして、防災拠点自動車駐車場をさらに増やしていくことはできないのでしょうか。

道子 地方公共団体にとって、防災拠点自動車駐車場を自ら整備するには課題が多いんだよ。主に体制の確保が困難であること等が課題として挙げられるね。

道成 なるほど、それは難しい問題ですね。

道子 そこで、令和7年に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）が改正され、防災

拠点自動車駐車場の整備や管理について、国が地方公共団体に代わって行うことができる制度が設けられたの。

道成 法改正前の規定では、地方公共団体が管理する指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場については新設、改築、修繕及び災害復旧を、都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場については災害復旧を、それぞれ国土交通大臣が代行できることとされていましたが、法改正により代行できる範囲が拡大されたんですね。

道子 そのとおり！これまでの代行の範囲に、新設された法第 48 条の 29 の 5 の規定による代行を組み合わせることで、指定区間外の国道や、都道府県道及び市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場に関する全ての管理行為（新設・改築・維持・修繕・災害復旧・その他の管理）について国土交通大臣が代行できるように改正されたの。そしてこの規定による代行を行う場合は、地方公共団体からの要請に基づき、かつ、当該地方公共団体における防災拠点自動車駐車場の管理の実施体制等を踏まえることが定められているのよ。

<参考：防災拠点自動車駐車場の整備を国土交通大臣が代行する場合の根拠規定>

	新設	改築	維持	修繕	災害復旧	その他の管理
指定区間外 国道に附属	第 12 条	第 12 条	第 48 条の 29 の 5 第 1 項	道路の修繕に 関する法律 第 2 条第 1 項	第 13 条 第 3 項	第 48 条の 29 の 5 第 1 項
都道府県道 市町村道に 附属	第 48 条の 29 の 5 第 1 項	第 48 条の 29 の 5 第 1 項	第 48 条の 29 の 5 第 1 項	第 48 条の 29 の 5 第 1 項	第 17 条 第 7 項	第 48 条の 29 の 5 第 1 項

※個別に法律名が記載されている項目を除き、すべて道路法
※着色箇所が令和 7 年の法改正によって追加

道成 この代行制度を使えば、例えば、国が管理を行う国道と接続する道路沿いの土地に適地があれば、災害発生時における「面的」な広域災害対策を実施していくことを念頭に、周辺の道路啓開等の災害復旧等のための拠点として、防災拠点自動車駐車場を整備することも可能というわけですね。

道子 そうね！ところで、防災拠点自動車駐車場の管理代行は、法第 17 条第 7 項の規定による災害復旧工事等の代行とは要件が異なっているんだよ。

道成 そうなんですね。そこまでは調べられていませんでした。

道子 大丈夫。法第 17 条第 7 項の規定による災害復旧工事の代行では、高度の技術・機械力が必要な工事であることが要件とされている一方で、法第 48 条の 29 の 5 の規定による防災拠点自動車駐車場の管理代行では、この要件は置かれていないの。これは、防災拠点自動車駐車場は広域的な災害対応を迅速に実施するための重要な拠点として、法第 17 条第 7 項の規定による工事の対象

となる道路とは異なり、国土交通大臣によって事前に指定されているからなのよ。

道成 そのような違いがあるんですね！防災拠点自動車駐車場についてどんどん詳しくなっている気がします！しかし、防災拠点自動車駐車場の整備は、国の直轄事業としてやってもよいと思うのですが、なぜ「代行」という形で行うのでしょうか？

道子 良いところに気づいたね。国土交通大臣が指定する防災拠点自動車駐車場の対象となる自動車駐車場は、法第2条第2項第7号で道路の附属物の一つとして位置づけられていて、道路管理者が道路上に、又は道路に接して設けるものとされているの。だから、直轄国道に接する自動車駐車場なら国が直轄事業として整備・管理することが可能だけれど、一方で、地方公共団体が道路管理者として管理する道路に接する自動車駐車場は、仮に直轄国道に近接していたとしても「道路に接して設ける」との要件を満たさないから、地方公共団体が整備・管理する必要があるのよ。自動車駐車場等の道路の附属物は、「当該道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物」であり、道路がその機能を発揮するために必要不可欠なものであることから、当該道路の道路管理者が道路の管理と併せてこれを整備・管理することが必要になるの。

道成 直轄国道沿いでないと直轄事業として整備するのは難しいということですね。では、現在、都道府県道等として供用がなされている路線を一般国道として指定し、さらに直轄国道とした上で、国が直轄事業で当該路線沿いの土地に自動車駐車場を整備するという方法はどうでしょうか？

道子 一般国道の指定に当たっては法第5条第1項で規定されている要件を満たす必要があること等から、防災拠点自動車駐車場の必要がある地域に対して、機動的に整備することは難しいんだよね。

道成 なるほど、防災拠点自動車駐車場の整備をより柔軟に進められるよう、代行という手法が取れるような制度改正が行われたということですね。これまでの話をまとめると、道の駅に設置される道路附属物である自動車駐車場は道路管理者が整備・管理するものではあるものの、これを防災拠点自動車駐車場とする場合、一定の要件を満たすなら国が整備・管理を代行することも可能ということですね。

道子 そのとおり！防災拠点自動車駐車場についての理解がかなり深まっているね。防災という観点から道の駅を見ると、さらに新たな発見があると思うよ！

道成 おいしいものも食べられて、防災にも役立っているなんて道の駅はすごいですね！

道子 食べ過ぎには気をつけて、楽しんできてね！よい週末を！

【参照条文】

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一～六（略）

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八～十（略）

3～5（略）

（一般国道の意義及びその路線の指定）

第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路

二 重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路

三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

2（略）

（国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが相当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、そ

の他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

- 2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。
- 3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4～6 (略)

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2～6 (略)

- 7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（第一号及び第二号に定める管理にあつては高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限り、第三号に定める管理にあつては当該都道府県又は市町村が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

三 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場 新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理（第十三条第三項、この項又は第四十八条の十九第一項の規定により道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限る。）

8～9 (略)

(防災拠点自動車駐車場の指定)

第四十八条の二十九の二 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）その他の広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。次条及び第四十八条の二十九の六第一項において同じ。）の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る自動

車駐車場の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限)

第四十八条の二十九の三 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

(防災拠点自動車駐車場の管理の特例)

第四十八条の二十九の五 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における防災拠点自動車駐車場の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路（国土交通大臣が管理する道路若しくは都道府県若しくは市町村が管理する重要物流道路等（第四十八条の十九第一項各号に掲げる道路をいう。以下この項において同じ。）と交通上密接な関連を有するもの又は重要物流道路等であるものに限る。）に附属する防災拠点自動車駐車場についてそれぞれ次の各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第十三条第一項、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで及び第八十五条第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

- 一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理
- 二 都道府県道又は市町村道 新設、改築又は修繕に関する工事

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する道路に附属する防災拠点自動車駐車場の管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該防災拠点自動車駐車場の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。
- 3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

○道路の修繕に関する法律（昭和 23 年法律第 282 号）（抄）

第二条 国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができる。

- 2～3 （略）